

○佐賀県産業廃棄物税条例施行規則

平成17年3月25日  
佐賀県規則第32号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[佐賀県産業廃棄物税条例\(平成16年佐賀県条例第30号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、[佐賀県県税条例施行規則\(昭和30年佐賀県規則第40号。以下「県税条例施行規則」という。\)](#)の定めるところによる。

2 この規則に定めるものを除くほか、産業廃棄物税の賦課徴収に係る書類の様式は、[県税条例施行規則](#)に定めるものに所要の調整を加えた[様式](#)によるものとする。

(平21規則57・平29規則25・一部改正)

(諸様式)

第4条 [条例](#)及び規則の規定に規定する書類の様式は、[次の表](#)に掲げるところによるものとする。

<a href="#">様式第1号</a>	産業廃棄物税課税免除施設承認申請書	規則第5条第2項
<a href="#">様式第2号</a>	産業廃棄物課税免除施設承認(不承認)通知書	規則第5条第3項
<a href="#">様式第3号</a>	産業廃棄物課税免除事由消滅届出書	規則第5条第4項
<a href="#">様式第4号</a>	廃棄物課税免除施設承認取消通知書	規則第5条第5項
<a href="#">様式第5号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	<a href="#">条例第11条第1項</a>
<a href="#">様式第6号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者消滅届出書	<a href="#">条例第11条第5項</a>
<a href="#">様式第7号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届	<a href="#">条例第11条第6項</a>
<a href="#">様式第8号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書	<a href="#">条例第11条第2項</a>
<a href="#">様式第9号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者証	<a href="#">条例第11条第2項</a>

<a href="#">様式第10号</a>	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書	規則第8条第1項
<a href="#">様式第11号</a>	産業廃棄物税納入・納付申告書	<a href="#">条例第12条第1項</a> 及び <a href="#">条例第15条第1項</a>
<a href="#">様式第12号</a>	産業廃棄物税徴収猶予申請書	<a href="#">条例第13条第2項</a>
<a href="#">様式第13号</a>	産業廃棄物税の還付・納入義務の免除申請書	<a href="#">条例第14条第2項</a>
<a href="#">様式第14号</a>	産業廃棄物税修正申告書	<a href="#">条例第15条第3項</a>
<a href="#">様式第15号</a>	産業廃棄物税減免申請書	<a href="#">条例第16条第2項</a>
<a href="#">様式第16号</a>	焼却施設又は最終処分場の設置等届出書	<a href="#">条例第17条第1項</a>
<a href="#">様式第17号</a>	焼却施設又は最終処分場の届出事項変更届出書	<a href="#">条例第17条第2項</a>
<a href="#">様式第18号</a>	産業廃棄物税徴収猶予(承認・不承認)通知書	規則第10条
<a href="#">様式第19号</a>	産業廃棄物税徴収不能額等の還付(納入義務免除)承認(不承認)通知書	<a href="#">条例第14条第4項</a>
<a href="#">様式第20号</a>	産業廃棄物税更正(決定)・加算金決定通知書	<a href="#">条例第18条</a>
<a href="#">様式第21号</a>	産業廃棄物税納付(納入)書	<a href="#">条例第12条第1項</a> 、 <a href="#">条例第15条第1項</a> 及び <a href="#">第3項</a> 並びに <a href="#">条例第19条</a>

(循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める課税の免除)  
 第5条 [条例第5条第1号](#)に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる施設への搬入で、当該施設を有する事業者の申請により佐賀県税事務所長が承認したものとする。

- (1) 自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自らの製品の製造に必要とされる熱処理の工程において利用している焼却施設
- (2) 産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収することにより発電を行う焼却施設。ただし、当該発電に伴う電力により自己のすべての事業

活動を維持していると認められる施設であって、余剰電力の供給(有償の場合に限る。)を行っているものに限る。

(3) 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として、焼却処理の過程を通じて自らの製品を製造する焼却施設

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条の3の3第1項の知事の認定を受けた焼却施設

2 前項に掲げる施設への搬入に対する課税の免除を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除施設承認申請書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。

3 佐賀県税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物課税免除施設承認(不承認)通知書により通知するものとする。

4 前項の承認を受けた焼却施設が、第1項の要件に該当しなくなるときは、当該施設を有する者は、あらかじめ産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。

5 佐賀県税事務所長は、前項の届出書が提出された場合又は職権により第3項の承認を受けた施設が第1項の要件を欠くに至ったと認めた場合は、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除施設承認取消通知書により承認を取り消すものとする。

(平21規則57・平22規則30・平27規則30・一部改正)

(公益上その他の事由により課税が不適當なものとして規則で定める課税の免除)

第6条 条例第5条第2号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入とする。

(1) 法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入

(2) 天災その他の災害により排出された産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入

(3) その他課税が不適當と佐賀県税事務所長が認める搬入

(平21規則57・一部改正)

(換算して得た重量)

第7条 条例第6条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック類	0.35
7 紙くず	0.30

8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	家畜のふん尿	1.00
18	家畜の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
備考		
<p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、<a href="#">同表</a>の第7号から第19号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。</p>		

(平27規則30・一部改正)

(特別徴収義務者の証票を紛失した場合の措置等)

- 第8条 [条例第11条第2項](#)の規定により特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書に証の紛失等の事実を記載し、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。
- 2 佐賀県税事務所長は、[前項](#)の規定による申請があった場合において、その紛失等の事実を誤りがないと認めるときは、産業廃棄物税特別徴収義務者証を再交付しなければならない。

(平21規則57・一部改正)

(条例第13条第1項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

第9条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収の猶予の申請をした特別徴収義務者が当該申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収の猶予がされた期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

(徴収猶予に係る通知)

第10条 佐賀県税事務所長は、条例第13条第2項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、産業廃棄物税徴収猶予(承認・不承認)通知書によって、これを通知するものとする。

(平21規則57・一部改正)

(帳簿の記載事項)

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び条例第15条第1項に規定する産業廃棄物税の納税者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の施設への搬入年月日
- (2) 搬入された産業廃棄物の種類及び重量
- (3) 搬入された産業廃棄物の体積(条例第6条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合に限る。)
- (4) 産業廃棄物税の特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行の日前においても行うことができるとされる手続は、施行日前においてもこの規則に定める様式により行うことができる。

附 則(平成18年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年規則第73号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。  
附 則(平成21年規則第57号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、狩猟税証紙徴収規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則(平成22年規則第30号)  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則(平成25年規則第42号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則(平成27年規則第30号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成27年規則第67号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則、過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則、佐賀県核燃料税条例施行規則、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則及び地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則(平成28年規則第1号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則(平成28年規則第30号)抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分についての不服申立てについては、この規則による改正後の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐

賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成29年規則第25号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第35号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和元年規則第6号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則、食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則、浄化槽法施行細則及び佐賀県宅地建物取引業法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年規則第17号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則(令和3年規則第19号)  
(施行期日)


- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

#### 様式第1号

(平22規則30・平27規則30・令3規則19・一部改正)

様式第1号

<div style="text-align: center;">             年 月 日            佐賀県            県税事務所長 様         </div>		申	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		請	住所又は所在地	
		者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )
産業廃棄物税課税免除施設承認申請書				
課税免除施設の承認を受けたいので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。				
申請区分 〔該当する区分の□にレを付けてください〕		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号該当 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号該当 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第3号該当 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第4号該当		
施 名 称				
設 所 在 地				
事業の概要				
搬入開始(予定)年月日		年 月 日		
その他参考事項				

注 施設の見取図、処理工程図及びその他参考となる資料を添付してください。

[様式第2号](#)

(平28規則30・令3規則19・一部改正)



## 様式第2号

産業廃棄物税課税免除施設承認(不承認)通知書	
第 号 年 月 日	
申請者 住所 氏名	様  佐賀県 県税事務所長
<p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
記	
<input type="checkbox"/> 年 月 日をもって課税免除施設として承認する。	
<input type="checkbox"/> 課税免除施設として承認しない。	
施 名	称
設 所	在 地
摘要	

注 次の事由が生じたときは、速やかに当県税事務所に御連絡ください。

- 1 上記施設を廃止したとき。
- 2 課税免除施設承認申請書に記載した内容に変更があったとき。

## 様式第3号

(令3規則19・一部改正)

様式第3号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		申	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		請	住所又は所在地	
		者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )
産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書				
年 月 日付で認定された次の施設について、課税免除要件が消滅したので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第4項の規定により届け出ます。				
施設	名 称			
	所 在 地			
課税免除要件が消滅した理由				
上記理由の発生年月日		年 月 日		
その他参考事項				

[様式第4号](#)

(平28規則30・令3規則19・一部改正)

様式第4号

産業廃棄物税課税免除施設承認取消通知書	
第 号 年 月 日	
住所(所在地) 氏名(名称)	様  佐賀県 県税事務所長
課税免除施設の承認を取り消したので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。	
施 設	名 称
	所 在 地
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項	

1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求することができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[様式第5号](#)

(平27規則67・令3規則19・一部改正)



様式第5号別紙


中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他( )
	所 在 地	(電話番号 )

[様式第6号](#)

(平27規則67・令3規則19・一部改正)



様式第7号

<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は所在地		
		担当部署名及び担当者氏名	(電話番号 )	
	焼却施設又は最終処分場	名 称 所 在 地	登録番号	
産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書				
佐賀県産業廃棄物税条例第11条第6項の規定により、登録事項の変更を次のとおり届け出ます。				
登 録 事 項	変 更 前		変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日		
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業の許可に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>		

注 産業廃棄物処分業の許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してください。

[様式第8号](#)

(平28規則30・令3規則19・一部改正)

## 様式第8号

産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書	
第 年 月 日	
住所(所在地) 氏名(名称)	様  佐賀県 県税事務所長
佐賀県産業廃棄物税条例第11条第2項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者として次のとおり登録したので、通知します。	
特別徴収義務者	氏名又は名称
	住所又は所在地
焼却施設及び最終処分場	名称
	所在地
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

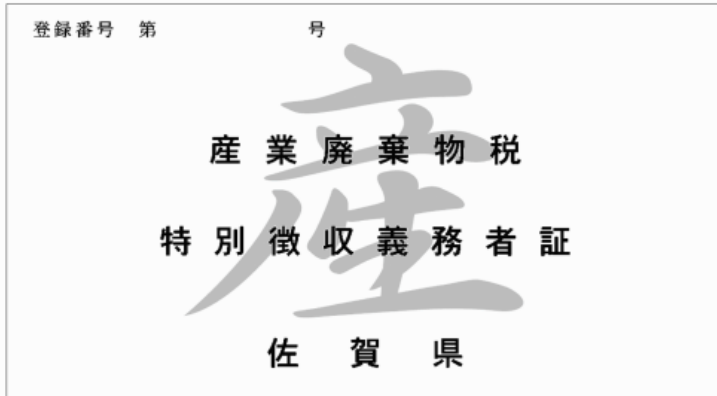
- 注 1 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆に見やすい箇所に掲示してください。
- 2 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式第9号

(令元規則6・一部改正)



様式第9号



備考 アルミはく製とし、大きさは日本産業規格A6とする。  
版面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は水色とし、文字は黒色とすること。

[様式第10号](#)

(令3規則19・一部改正)

様式第10号

受付印  年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	申 請 者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は所在地	
		担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )
産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書			
佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
登 録 番 号	第 号		
焼却施設又は最終処分場	名 称		
	所 在 地		
申 請 理 由			

[様式第11号その1\(焼却施設用\)](#)

(令2規則17・全改、令3規則19・一部改正)

様式第11号その1(焼却施設用)

		産業廃棄物税 納入 申告書		納付		焼却施設用		
				登録番号				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>								
年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	特別徴収 義務者又 は納税者	氏名又は名称及び代 表者の氏名						
		住所又は所在地						
		個人番号又は法 人番号(右詰で記載)						
	担当部署名及び担当 者氏名		(電話番号 )					
		焼 却 施 設	名 称					
			所 在 地					
申 告 の 対 象 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで				
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)				①	トン			
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の製品 の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等)				②				
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設 への搬入等)				③				
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③				④				
④のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設への産業廃棄物の 搬入量 (「附表〔⑤〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)				⑤				
④のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤				⑥				
この申告により申告納付(自己申告分)すべき産業廃棄物税額 (⑤× 800円/トン)				⑦	円			
この申告により申告納入(特別徴収分)すべき産業廃棄物税額 (⑥× 800円/トン)				⑧	円			

- 注 1 この申告書には、附表①、⑤欄の搬入量に関する明細書を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

[様式第11号その2\(最終処分場用\)](#)

(令2規則17・全改、令3規則19・一部改正)

様式第11号その2(最終処分場用)


		産業廃棄物税 納入 申告書 納付		最終処分場用		
				登 録 番 号		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受 付 印             </div>						
年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	特別徴収 義務者又 は納税者	氏名又は名称及び代 表者の氏名				
		住 所 又 は 所 在 地				
		個人番号又は法 人番号(右詰で記載)				
	担当部署名及び担当 者氏名		(電話番号)			
	最 終 処 分 場		名 称			
		所 在 地				
申 告 の 対 象 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで				
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)				①	トン	
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入)				②		
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②				③		
③のうち委託契約以外(自社排出分)による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔④〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)				④		
③のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ③-④				⑤		
この申告により申告納付(自己申告分)すべき産業廃棄物税額 (④× 1,000円/トン)				⑥	円	
この申告により申告納入(特別徴収分)すべき産業廃棄物税額 (⑤× 1,000円/トン)				⑦	円	

注 1 この申告書には、附表(①、④欄の搬入量に関する明細書)を添付して提出してください。

- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。



様式第12号

<div style="text-align: center;">             受 付 印            年 月 日            佐賀県            県税事務所長 様         </div>	申 請 者	登 録 番 号	
		氏名又は名称及び代 表者の氏名	
		住 所 又 は 所 在 地	
		担当部所名及び担当 者氏名	(電話番号 )
産業廃棄物税徴収猶予申請書			
佐賀県産業廃棄物税条例第13条第2項の規定による産業廃棄物税の徴収猶予を受けたい ので、次のとおり申請します。			
焼却施 設又は 最終処 分場	名 称		
	所 在 地		
申 告 対 象 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
納 期 限	年 月 日		
申告納入に係る課税標準量	t		
申 告 納 入 税 額	円		
徴 収 猶 予 申 請 額	円		
徴 収 猶 予 申 請 理 由			
徴 収 猶 予 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
担 保 の 種 類 及 び 価 額			
摘 要			

- 注 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第11号様式による産業廃棄物税納入・納付申告書を提出する際に、同時に提出してください。
- 2 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。





様式第13号その1(焼却施設用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	申	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	請	住所又は所在地	
	者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )
	焼却施設	名 称	
		所 在 地	
産業廃棄物税の徴収不能額の 還 付 申請書 納入義務の免除			
申告の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	この申請により、還付又は納入義務の免除を受けようとする産業廃棄物税額	円
産業廃棄物の焼却処理に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別		
	産業廃棄物の焼却処理に係る料金	①	円
	①のうち既に受け取った金額	②	円
	①のうち受け取ることができなくなった金額	③	円
	①に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	④	t
	納入すべき産業廃棄物税額 (④×800円)	⑤	円
	⑤のうち既に徴収した産業廃棄物税額	⑥	円
	⑤のうち徴収することができなくなった金額	⑦	円
徴収した産業廃棄物税を失った場合	徴収した産業廃棄物税額	⑧	円
	⑧のうち既に納入した産業廃棄物税額	⑨	円
	⑧のうち失った産業廃棄物税額	⑩	円
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			

- 注 1 複数の焼却施設を有する場合は、焼却施設ごとに申請をしてください。  
 2 この申請書を提出するときは、売掛金の明細書やその他の添付書類を提出してください。  
 3 「還付」又は「納入義務の免除」のいずれか一方を二重線で抹消してください。

様式第13号その2(最終処分場用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		申請者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は所在地	
			担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )
		最終処分場	名 称	
			所 在 地	
産業廃棄物税の徴収不能額の 還 付 申請書 納入義務の免除				
申告の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	この申請により、還付又は 納入義務の免除を受けよう とする産業廃棄物税額		円
産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別			
	産業廃棄物の最終処分に係る料金	①		円
	①のうち既に受け取った金額	②		円
	①のうち受け取ることができなくなった金額	③		円
	①に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	④		t
	納入すべき産業廃棄物税額 (④×1,000円)	⑤		円
	⑤のうち既に徴収した産業廃棄物税額	⑥		円
徴収した産業廃棄物税を失った場合	⑤のうち徴収することができなくなった金額	⑦		円
	徴収した産業廃棄物税額	⑧		円
	⑧のうち既に納入した産業廃棄物税額	⑨		円
⑧のうち失った産業廃棄物税額	⑩		円	
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由				

- 注 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請をしてください。  
 2 この申請書を提出するときは、売掛金の明細書やその他の添付書類を提出してください。  
 3 「還付」又は「納入義務の免除」のいずれか一方を二重線で抹消してください。

[様式第14号その1\(焼却施設用\)](#)

(令2規則17・全改、令3規則19・一部改正)

様式第14号その1(焼却施設用)

産業廃棄物税修正申告書

登録番号

受付印

年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	納税者	氏名又は名称及び代表者の氏名										
		住所又は所在地										
		個人番号又は法人番号(右詰で記載)										
	担当部署名及び担当者氏名	(電話番号 )										
焼却施設	名 称											
	所 在 地											
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで										
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		①									トン	
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の製品の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等)		②										
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入等)		③										
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③		④										
④のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔⑤〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		⑤										
④のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤		⑥										
申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑤×800円/トン)		⑦									円	
既に納付の確定した産業廃棄物税額		⑧									円	
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 ⑦-⑧		⑨									円	

- 注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額⑧」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

様式第14号その2(最終処分場用)

(令2規則17・全改、令3規則19・一部改正)

様式第14号その2(最終処分場用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.2em;">受付印</span> </div> 年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様		納 税 者  最 終 処 分 場		登 録 番 号											
				業 務 課											
産業廃棄物税修正申告書		氏名又は名称及び代表者の氏名													
		住所又は所在地													
		個人番号又は法人番号(右詰で記載)		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
担当部署名及び担当者氏名		(電話番号 )													
		名 称													
		所 在 地													
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで													
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書の「*」欄から転記)			①	トン											
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入等)			②												
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②			③												
③のうち委託契約以外(自社排出分)による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔④〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)			④												
③のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ③-④			⑤												
申告納付すべき産業廃棄物税額 (④×1,000円/トン)			⑥	円											
既に納付の確定した産業廃棄物税額			⑦	円											
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 ⑥-⑦			⑧	円											


注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。

- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額⑦」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。





様式第15号

 受 付 印			
年 月 日	申 請 者 (納税義務者)	氏 名	
佐賀県 県税事務所長 様		住 所	(電話番号 )
産業廃棄物税減免申請書			
下記のとおり、産業廃棄物税を減免されるよう申請します。			
対象期間	減免前の税額	減免される額	減免後の税額
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円
減免を受けようとする理由			

[様式第16号](#)

(令3規則19・一部改正)

様式第16号

受付印


年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	届	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	出	住所又は所在地		
	者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号 )	
焼却施設又は最終処分場の設置等届出書				
佐賀県産業廃棄物税条例第17条第1項の規定により、焼却施設又は最終処分場の設置等について次のとおり届け出ます。				
焼却施設又は最終処分場	名 称			
	所 在 地			
	種 類 及 び 能 力	<input type="checkbox"/> 焼却施設(                      kg/h) <input type="checkbox"/> 最終処分場(                      )		
	産業廃棄物処理施設設置の許可年月日、及び許可番号	年 月 日		
		第                      号		
	使用開始年月日	年 月 日		
	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用		
他の産業廃棄物処理施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備 考				
※ 処理 事項	登録年月日	登録番号		
	年 月 日	第                      号		

- 注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 2 複数の焼却施設又は最終処分場を有する場合は、施設ごとに届出書を提出してください。  
 3 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しのほか、焼却施設又は最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

[様式第17号](#)

(令3規則19・一部改正)

様式第17号

<div style="text-align: center;">             年 月 日            佐賀県            県税事務所長 様         </div>	届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は所在地			
		担当部署名及び担当者氏名	(電話番号 )		
	焼却施設又は最終処分場	名 称	登録番号		
		所 在 地			
焼却施設又は最終処分場の設置等届出事項変更届出書					
佐賀県産業廃棄物税条例第17条第2項の規定により、登録事項の変更を次のとおり届け出ます。					
届出事項	変 更 前		変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日			
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の許可に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>			

注 産業廃棄物処理施設に係る変更の許可を受けた場合は、許可証の写しを添付してください。

[様式第18号](#)

(平28規則30・令3規則19・一部改正)

## 様式第18号

		第 号 年 月 日
様		
佐賀県		県税事務所長
産業廃棄物税徴収猶予(承認・不承認)通知書		
<p>年 月 日付で申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので、通知します。</p>		
申告対象年月日	年 月から 年 月まで	
納 期 限	年 月 日	
課 税 標 準 量		
申 告 税 額	円	
徴 収 猶 予 申 請 額	円	
徴 収 猶 予 承 認 額		
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
担 保 の 種 類		
不 承 認 理 由		
摘 要		
<p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求することができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

[様式第19号](#)

(平28規則1・全改、平28規則30・令3規則19・一部改正)

様

産業廃棄物税の 徴収不能額等の還付 承認 通知書  
 納入義務の免除 不承認

県税事務所長

年 月 日付けで申請があった 徴収不能額等の還付 については、  
 納入義務の免除 承認  
 次のとおり佐賀県産業廃棄物税条例第14条の規定により 承認 不承認 し、通知します。

区 申告対象期間	申告税額 (ア)	還付又は 免除申請 額	承認額 (イ)	納入すべ き税額(ウ) (ア)-(イ)	納入され た税額(エ)	差引還付又は納 入すべき税額 (ウ)-(エ)
	円	円	円	円	円	円
計						
不承認の理由						

注 還付の額がある場合に、他に未納の徴収金があれば、その徴収金に充当します。

備考 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

産業廃棄物税 更正(決定)  
加算金決定 通知書

県税事務所長

課税標準  
産業廃棄物税の 税額 について、次のとおり更正(決定)しましたので、地方税  
加算金額  
法第733条の16、第733条の17及び第733条の18の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、 年 月 日までに同封の納入(納付)書により、納入(納付)期限までに佐賀県指定金融機関等で納入(納付)してください。

申告 対象 期間	更正(決定)		申告(更正・決定)		不足税額 ③ (①-②) 円	加算金		延滞金 ⑤ 円
	課税標準 t	税額 ① 円	課税標準 t	税額 ② 円		区分	金額 ④ 円	
	t	円	t	円	円		円	円
徴収金合計(③+④+⑤)								円

注 1 不足額については、申告書提出期限の翌日から納入(納付)日までの期間の日数に応じ、不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書により指定された期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算された金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する額が延滞金額)を加算して徴収します。

2 「延滞金」欄に掲げた金額は、この通知書の通知日までのものですから完納の日までに更に法律による金額が加算されます。

備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ

提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 様式第21号

(平18規則59・平19規則42・平19規則73・平31規則35・一部改正)

様式第21号

様式第21号

納税	産業競争力強化 納税(納付)票	公
口座番号	加入者	税務事務所
種別	番号	加入者

〒 (住所(所在地))

氏名(名称)

種別

システム	納	納	番号	税目	税率
------	---	---	----	----	----

年度	課税区分	申告日	課税年度	事務年度
年	月	日	年	年

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

様式第21号

納税	産業競争力強化 納税(納付)票	公
口座番号	加入者	税務事務所
種別	番号	加入者

〒 (住所(所在地))

氏名(名称)

種別

システム	納	納	番号	税目	税率
------	---	---	----	----	----

年度	課税区分	申告日	課税年度	事務年度
年	月	日	年	年

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

様式第21号

納税	産業競争力強化 納税(納付)票	公
口座番号	加入者	税務事務所
種別	番号	加入者

〒 (住所(所在地))

氏名(名称)

種別

システム	納	納	番号	税目	税率
------	---	---	----	----	----

年度	課税区分	申告日	課税年度	事務年度
年	月	日	年	年

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

(金融機関用)

(金融 用)

(納税者用)